

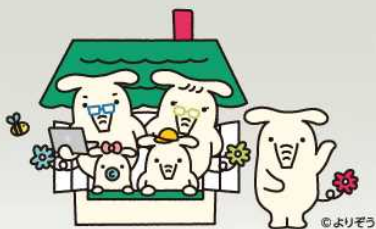


JA住宅ローン

食と生活

応援キャンペーン

期間
2023年
10/2月
2024年
3/29金



期間中、住宅ローンをご成約いただいたお客様に

青森県の農畜産物または生活応援品プレゼント!

※写真はイメージです。農畜産物等の詳しい内容につきましては、お近くのJAにお問い合わせください。
※本キャンペーンは、上記期間中に対象商品をお借入れいただいた方を対象といたします。



金利でお悩みの方、マイホームの新築・購入を検討されている方はJAにご相談を！
詳しくは、お近くのJAバンク窓口へお問い合わせください。

ローンプラザ（本店金融課内）	28-1121				
弘前北支店	73-2131	弘前南支店	88-1117	弘前中央支店	28-1118
弘前西支店	38-7771	目屋支店	85-2121	弘前東支店	87-6300
岩木支店	82-5111	藤崎支店	75-3320	大鰐支店	48-2188

JA住宅ローン 食と生活応援キャンペーン

	青森県農業信用基金協会保証型		協同住宅ローン株式会社保証型
	JA住宅ローン(一般型)	JA住宅ローン(100%応援型)	JA住宅ローン(新築・購入コース)
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ◆JA組合員または組合員となる資格を有する方。 ◆お借入時の年齢が満18歳以上66歳未満であり、最終償還時の年齢が満80歳未満の方。 ※最終償還時の年齢が満80歳以上の場合でも、ご本人と同居または同居予定の18歳以上の子供を連帯債務者とするによりご利用が可能となります。 ◆団体信用生命共済(保険)に加入できる方。 ◆JAが指定する保証機関の保証が受けられる方(別途、事務取扱手数料、保証料が必要となります)。 ◆その他JAが定める条件を満たしている方。 		
お使いみち	◆原則として、勤続年数が1年以上の方。ただし、自営業者(農業者含む)の方は、営業年数が3年以上の方で、JAとのお取引が1年以上ある方。		◆勤続(または営業)年数が1年以上の方。
	◆原則として前年度税込年収が150万円以上ある方。	◆原則として前年度税込年収が300万円以上ある方。	◆原則として前年度税込年収が150万円以上ある方。
お借入金額	10万円以上1億円以内とし、1万円単位とします。		
お借入期間	据置期間を含め3年以上40年以内とし、1年単位とします。		
お借入利率	JA所定の利率とし、固定金利選択型・変動金利型・固定金利型の中からいずれかをご選択いただけます。		
ご返済方法	元利均等または元金均等毎月返済とし、特定月増額返済も併用できます(特定月増額返済の割合はお借入額の50%以内です)。		
担保	ご融資対象物件(建物のみ融資対象となる場合は土地・建物の双方とします)に第一順位の抵当権を設定登記させていただきます。担保物件については、火災共済(保険)にご加入いただき、その共済(保険)金請求権に質権を設定させていただく場合があります。		
保証	青森県農業信用基金協会の保証を受けていただきます。 保証料：一括払い方式 保証料率：年0.10%～年0.29% ※ただし、35年超のお借入れにつきましては、最下限の保証料は0.13%を適用いたします。		協同住宅ローン株式会社の保証を受けていただきます。 保証料：一括払い方式 保証料率：年0.10%～年0.40%
保証申込手数料	20,000円(非課税)		33,000円(税込)
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ※団体信用生命共済(保険)に加入いただけます。(選択される団体信用生命共済(保険)の種類により加算利率は異なります。詳しくはお近くのJA窓口でご確認ください。) ※ローンをご利用いただける方は、各JA所定の資格・要件を満たす方に限られています。 ※ご融資の際に、JA所定の取扱手数料(最大22,000円(税込))が必要となる場合があります。詳しくはお近くのJA窓口までお問い合わせください。 ※印紙税・抵当権設定にかかる登録免許税・司法書士あて報酬が別途必要となります。 ※ご利用中に繰上返済を行う場合や返済条件を変更する場合には、別途JA所定の手数料が必要となります。 ※現在ご利用中のJA住宅ローンの借換えにはご利用いただけません。 ※上記以外にも住宅ローン商品がございますので、ローン商品の詳しい内容については、JA店頭にて説明書をご用意しております。 ※住宅ローンのご利用にあたっては、所定の審査が必要です。審査の結果によってはお客さまのご希望に添えない場合がございます。 ※お使いみちのうち、他金融機関等から借入中の目的型ローン等の残債務の借換えは、500万円以内、かつ住宅部分に対する借入金額の以下2分の1以下となります。 		